

郡上市清流長良川等保全条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条—第6条）

第3章 市民等、事業者、市の責務（第7条—第9条）

第4章 清流長良川等の保全に関する施策（第10条—第13条）

第5章 清流長良川等の保全のための制限等（第14条—第16条）

第6章 清流教育等による自発的活動の促進（第17条—第19条）

第7章 推進体制（第20条）

附則

澄みきった青空、緑の山なみ、清らかな川によって多様な生態系が形成され、私たちは、これらがもたらす恵みを受けて生きています。清流長良川等の源流を有する郡上市に住む私たちは、先人の知恵と努力によって守られてきたこの清流を、次世代に引き継いでいかなければなりません。しかし、私たちはややもすれば自然の偉大さを忘れ、その恵みをいたずらに費やし、自らの生活環境すら悪化させようとしています。

私たちは、世界農業遺産『清流長良川の鮎』に代表される豊かな『里川システム』や白山ユネスコエコパークの価値を認識し、川に親しみ、川を愛し、川の保護とその賢明な利用を図りつつ、川のもたらす恵みを永遠に受け取ることができるよう最善の努力を払わなければなりません。ここに川の文化と生物多様性に支えられた真に豊かな社会を守り創るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、郡上市自然環境保護条例（平成16年郡上市条例第138号）を本旨とし、日本有数の清流である長良川をはじめとする市内の河川を、次の世代へ継承するため、その保全に関する基本理念を定めるとともに、市民等、事業者及び市の責務を明らかにし、その三者の

協働により、清流長良川等をそれぞれの共有の財産として保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 清流 流域の豊かな自然環境が保持され、かつ、市民等に様々な恩恵を与え、地域の生活及び周辺の生態系との調和が保たれた河川をいう。
- (2) 長良川等 河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用される吉田川、和良川、石徹白川及び御手洗川等の河川であって市の区域内にあるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住、在学若しくは在勤する個人又は、滞在者及び旅行者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民等が相互に、又は市民等と市がお互いの立場を尊重し、お互いの不足する部分を補いながら、ともに協力して取り組むことをいう。

第2章 基本理念

(水質等及び周辺環境の保全)

第3条 清流長良川等の保全に当たっては、その水質、水量等について適正な状態が保たれるよう、その水源となる森林を保全するとともに、その周辺の環境について清流との調和が保たれるよう配慮されなければならない。

(生物多様性の維持)

第4条 清流長良川等の保全に当たっては、山、川、及び里を一体的にとらえ、持続可能な利活用の仕組みと、現在の生態系を保ち、また再生に取り組む、自然の生き物と人の暮らしの良好な関係に努めることにより生物多様性の維持が図られるよう配慮されなければならない。

(清流長良川等との共生)

第5条 清流長良川等の保全に当たっては、地域の生活と清流との調和を尊重し、清流と市民等及び事業者が共生し、地域の文化・産業の振興が

図られるとともに、相互が円滑に協力し合える地域社会が構築されるよう配慮されなければならない。

(清流教育等の推進)

第6条 清流長良川等の保全に当たっては、その推進の担い手の育成のため、地域、学校、行政等の交流を促進し、子どもたちを含め河川での体験など川の文化を中心とした清流教育及び学習(以下「清流教育等」という。)が推進されるよう配慮されなければならない。

第3章 市民等、事業者、市の責務

(市民等の責務)

第7条 市民等は、第3条から前条までに定める清流長良川等の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、清流を保全するよう、生活において自ら努めるとともに、事業者及び市との協働に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、清流を保全するよう、その事業活動において自ら努めるとともに、事業者相互が円滑に事業活動を図り、市民等及び市との協働に配慮しなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、清流の保全に関する総合的な施策を、市民等及び事業者との協働により実施し、その実現に努めなければならない。

第4章 清流長良川等の保全に関する施策

(水質基準に関する目標値)

第10条 市は、清流として満たすべき水質基準として、生物化学的酸素要求量(75パーセント値)1ミリグラム/リットル以下を目標値とする。

(下水道等への接続及び合併処理浄化槽の使用)

第11条 市は、清流の水質の保全のため、下水道等への接続及び合併処理浄化槽(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。)の使用促進に努めなければならない。

(森林の保全)

第12条 市は、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の機能及び特性が持続的に発揮されるよう必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市内において森林を所有し、又は管理する者は、基本理念にのっとり、前項の規定により実施される施策に協力するよう努めなければならない。

(生物多様性の保全)

第13条 市は、生物多様性の保全が図られるよう、希少種の保全及び外来種対策等、必要な施策の実施に努めなければならない。

第5章 清流長良川等の保全のための制限等

(汚濁行為の禁止)

第14条 キャンプ、バーベキュー及び釣り等の河川利用者は、調理くず、廃油その他の廃棄物をみだりに捨てる等の清流を汚濁する行為をしてはならない。

(汚濁行為の防止の指導)

第15条 市は、市民等の協力を得て、前条に規定する行為の防止について、必要な指導を行うことができる。

(肥料等の適正使用)

第16条 事業活動のため肥料又は農薬を使用する者は、清流長良川等の保全のため、その適正な使用に努めなければならない。

第6章 清流教育等による自発的活動の促進

(意欲の増進のための清流教育等)

第17条 市は、基本理念にのっとり、市民等及び事業者が清流長良川等の保全について理解し、そのための活動に係る意欲を増進するよう、森林、河川及び文化等を一体的にとらえた総合的な清流教育等の推進のための施策を実施しなければならない。

(自発的活動の促進のための施策)

第18条 市は、市民等及び事業者が自発的に行う清流長良川等の保全に関する活動が促進されるよう、必要な施策を実施しなければならない。

(情報の提供)

第19条 市は、前2条に規定する施策の推進に当たり、市民等及び事業者に対し、河川の状況その他清流長良川等の保全に関し必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

第7章 推進体制

(関係行政機関への協力要請)

第20条 市は、清流長良川等の保全のために必要があると認めるときは、
国又は他の地方公共団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。